

種別 [-] [- -] [- -] [- -] [- -] 原因 []

身体障害者診断書・意見書 (聴覚・平衡・音声 の機能障害用)
 言語・そしゃく

| | | |
|--|---|-----|
| 氏名 | 年 月 日生 | 男 女 |
| 住所 | | |
| ① 障害名 (部位を明記) | | |
| ② 原因となった 疾病・外傷名 | 1 交通 2 労災 3 その他の事故 4 戦傷 5 戦災 6 自然災害 7 疾病 8 先天性 9 その他 () | |
| ③ 疾病・外傷発生年月日 | 年 月 日・場所 | |
| ④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。) | | |
| 障害固定又は障害確定 (推定) 年 月 日 | | |
| ⑤ 総合所見 | | |
| 〔将来再認定 要 (軽減化・重度化)・不要〕 〔再認定の時期 年 月〕 | | |
| ⑥ その他参考となる合併症状 | | |
| 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 | | |
| 身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ 該当する (級相当) ・ 該当しない | | |
| 注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因 となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入して下さい。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付 してください。 3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。 | | |

[はじめに] <認定要領を参照のこと>

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはしない）。

- 聴 覚 障 害 → 『1 「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平 衡 機 能 障 害 → 『2 「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音 声・言 語 機 能 障 害 → 『3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そ しゃ く 機 能 障 害 → 『4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

| | |
|---|----|
| 右 | dB |
| 左 | dB |

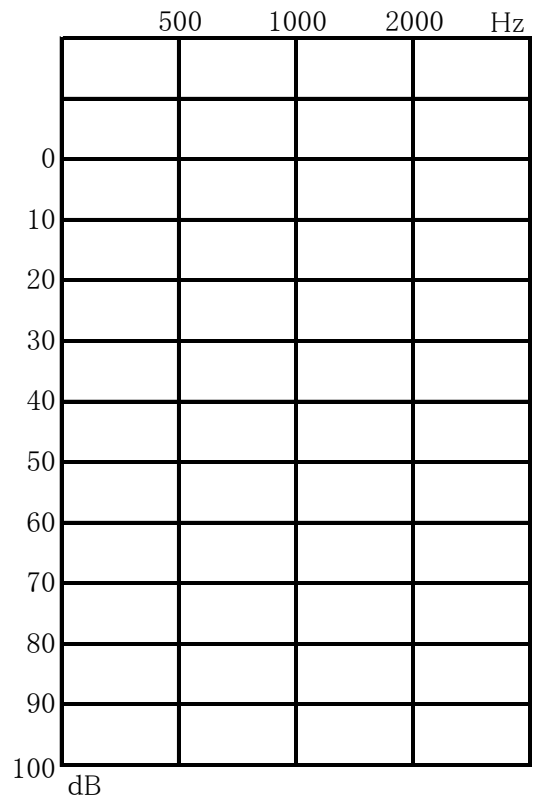
(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する）

ア 純音による検査

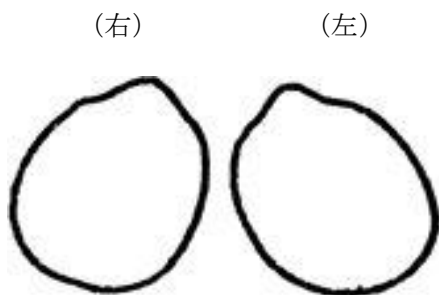
オージオメータの型式 _____

(2) 障害の種類

| |
|-----------|
| 伝 音 性 難 聴 |
| 感 音 性 難 聴 |
| 混 合 性 難 聴 |



(3) 鼓膜の状態



イ 語音による検査

| | | |
|-------|---|---|
| 語音明瞭度 | 右 | % |
| | 左 | % |

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

有 ・ 無

(注) 2級と診断する場合、記載すること。

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓又は()内に必要事項を記述すること。

「該当する障害」

| | |
|---|---|
| { | <input type="checkbox"/> そしゃく・嚥下機能の障害 |
| | → 「① そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。 |
| { | <input type="checkbox"/> 咬合異常によるそしゃく機能の障害 |
| | → 「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。 |

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。

その他

[]

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

| |
|--------------------------------------|
| 〈参考〉各器官の観察点 |
| ・ 口唇・下顎 : 運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射 |
| ・ 舌 : 形状、運動能力、反射異常 |
| ・ 軟口蓋 : 挙上運動、反射異常 |
| ・ 声帯 : 内外転運動、梨状窩の唾液貯溜 |

○ 所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。)

()

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み

〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
- ・ 誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査()
- 内視鏡検査()
- その他()

○ 所見(上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。)

()

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

()

b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

()

イ そしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

()

(2) その他 (今後の見込み等)

()

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。)

① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。
具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

5 更生医療補装具の必要性の所見

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。
dB値は、周波数 500, 1000, 2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa, b, cとした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a, b, cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとする。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。